

社会福祉法人 緑和会
指定障害者支援施設 緑の里
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人緑和会（以下「事業者」という。）が設置する緑の里（以下「施設」という。）において実施する指定障害者支援施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害者支援施設の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な施設障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、利用者の意向、趣向、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供するものとする。

- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めるものとする。
- 3 施設は、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況に応じて、支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。
- 4 施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 5 施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 6 施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒まないものとする。
- 7 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 8 施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 9 施設は、緑和会カスタマーハラスメントに対する基本方針に基づき、利用者に対して施設障害サービスの提供をするものとする。
- 10 前九項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、「沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年沖縄県条例第30号）及び「沖縄県障害者支援施設の設備及び

運営に関する基準を定める条例」(平成 25 年沖縄県条例第 32 号)に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、指定障害者支援施設における施設障害福祉サービスの提供を行うものとする。

(施設の名称等)

第 3 条 施設障害福祉サービスを提供する指定障害者支援施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 指定障害者支援施設 栄野比の里
- 2 所在地 沖縄県うるま市字栄野比 9 3 9 番地

(提供する施設障害福祉サービスの種類)

第 4 条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類は次のとおりとする。

- 1 施設入所支援
- 2 生活介護
- 3 短期入所

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 施設には、常勤の管理者を 1 名置くものとし、次の業務を行うものとする。

- 1 職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対し、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
- 2 サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させること。
- 2 前項のほか、施設には次に掲げる職種、員数の職員を置くものとする。
 - 1 サービス管理責任者 1 名(常勤兼務職員)
 - 2 生活支援員 18 名(常勤換算にて)
 - 3 機能訓練指導員 1 名(非常勤可)
 - 4 看護職員 1 名(常勤職員 1 名)
 - 5 事務職員 1 名(常勤職員 1 名)
 - 6 医師(嘱託 1 名)
- 3 前項の職員のうち、施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - 1 施設入所支援
 - (ア) サービス管理責任者 1 名(常勤兼務職員 1 名)
サービス管理責任者は、次の業務を行う。
①適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

②アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、

生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成すること。

③個別支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。

④個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、生活介護については少なくとも6ヶ月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更すること。

⑤利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

⑥利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行うこと。

⑦他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(イ) 生活支援員 18名（常勤換算にて）

生活支援員は、利用者に対し、日中・夜間を通じ、日常生活上の必要な支援、および日中活動（訓練・療育等）への支援を行うと共に、個別支援計画に基づいたサービスの提供と具体的な支援を行う。

(ウ) 事務職員 1名（常勤職員1名）

事務職員は、必要な事務を行う。

2 生活介護

(ア) サービス管理責任者 1名（常勤職員1名）

サービス管理責任者は前号（ア）に規定する業務内容を行う。

(イ) 医師（非常勤1名）

医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(ウ) 看護職員 1名（常勤職員1名）

看護職員は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(エ) 生活支援員 18名（常勤換算にて）

生活支援員は、前号（イ）に規定する業務内容を行う

(オ) 事務職員 1名（常勤職員1名）

事務職員は、前号（エ）に規定する業務内容を行う。

(実施サービスに係る営業日及び営業時間等)

第6条 施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

1 施設入所支援

(ア) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(イ) 営業時間

午前8時30分から午後5時15分までとする

(ウ) サービス提供日

年中無休

(エ) サービス提供時間

午後4時00分から午前9時00分までとする。

土、日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日は終日。

2 生活介護

(ア) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(イ) 営業時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。

(ウ) サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く

(エ) サービス提供時間

午前9時00分から午後4時00分までとする。

ただし、上記以外の時間もサービスを提供することもある。

(オ) (ア) から (エ) までの規程に関わらず管理者が必要と認めた場合はその限りでない。

(利用定員等)

第7条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員は次のとおりとする。

1 施設入所支援 50名

2 生活介護 50名

3 短期入所 10名

(2) 施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(施設障害福祉サービスを提供する主たる対象者)

第8条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに定める主たる対象者は、次のとおりとする。

- 1 施設入所支援
 - ①知的障害者
 - ②精神障害者
 - ③身体障害者
- 2 生活介護
 - ①知的障害者
 - ②精神障害者
 - ③身体障害者

(施設障害福祉サービスの内容)

第9条 施設が提供する施設障害福祉サービスの内容は、次のとおりとする。

- 1 個別支援計画の作成
- 2 施設入所支援

施設が提供する施設入所支援の内容は、主として夜間において、次に掲げる便宜を供与するものとする。

(ア) 食事の提供

- ①正当な理由なく、食事の提供を拒まないものとする。
- ②食事の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- ③食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。
- ④献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法については、沖縄県中部福祉保健所等の指導のもと、適切に実施するものとする。

(イ) 入浴又は清拭

(ウ) 排泄の自立についての必要な援助

(エ) 身体等の介護

介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

(オ) 訓練の実施

訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

(カ) 生活相談

(キ) 健康管理

常に利用者の健康の状況に注意するとともに、毎年2回定期的に健康診断を行うものとする。

(ク) (ア) から (キ) に掲げる便宜に附帯する便宜

離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、訓練、支援、

相談、助言。

3 生活介護

施設が提供する生活介護の内容は、主として昼間において次の便宜を供与するものとする。

- (ア) 食事の提供
- (イ) 入浴又は清拭
- (ウ) 身体等の介護
- (エ) 創作的活動（貼り絵、工作等）
- (オ) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- (カ) 生活相談
- (キ) 健康管理
- (ク) 訪問支援
- (ケ) 送迎サービス
- (コ) (ア) から (ク) に掲げる便宜に附帯する便宜

離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

4 社会生活上の便宜の供与

- (ア) 施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
- (イ) 施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、利用者及びその家族の同意をもって行うものとする。
- (ウ) 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族等との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

5 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜（２）から（５）に附帯するその他必要な指導、訓練、相談、助言。

（利用者から受領する費用の額等）

第10条 施設は、施設障害福祉サービスを提供した際には、利用者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費及び訓練等給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、提供した施設障害福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

（１）施設入所支援

（ア）食事の提供に係る費用

①朝食 1食につき400円（うち食材料費300円）

②昼食 1食につき600円（うち食材料費360円）

③夕食 1食につき500円（うち食材料費400円）

ただし、法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下、「令」という。）第21条の3第1項に規定する食費等の費用基準額を、又は法第34条第2項において準用する法第29条第6項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり施設に支払われた場合は、令第21条の3第1項に規定する食費等の負担限度額を限度とする。

（イ）光熱水費 日額324円

（ウ）施設提供外日用品費の実費

（エ）被服費の実費

（オ）その他施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

（カ）厚生労働大臣が定める基準に基づき、利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

（2）生活介護

（ア）創作的活動に係る材料費 実費

（イ）施設提供外日用品費の実費

（ウ）日用品費の実費

（エ）食事の提供に係る費用

昼食 1食につき600円（うち食材料費360円）

ただし、令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

（オ）次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う訪問支援に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、別表1のとおり徴収するものとする。

（カ）その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

（昼間実施サービスに係る通常事業の実施地域）

第11条 施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

1 生活介護

うるま市、県全域

(通常の実施地域以外の利用希望に対して実施する場合がある。)

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- 1 利用者は、秩序に従って相互の親睦を深めること。
- 2 重要事項説明書に基づき説明を受け確認した内容に留意すること。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第13条 施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにするものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第14条 施設は、当該施設において施設入所支援を受ける利用者が同一の月に施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたとき、または、当該施設において施設入所支援を受ける者を除く利用者からの依頼を受けて、当該利用者が同一の月に施設が提供する指定障害福祉サービス等を受けたときは、それぞれの利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(勤務体制の確保等)

第15条 施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者の兼務関係等を明確にした勤務表を毎月作成するものとする。

2 施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設の職員によって当該サービスを提供するものとする。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない次の業務については、第三者に委託できるものとする。

- (1) 施設内外の清掃業務
- (2) リネン等の洗濯業務
- (3) 調理業務
- (4) 施設設備の修繕等

(5) 前各号のほか、施設の維持・管理・運営上必要な業務であって、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務

3 施設は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に行う。

(2) 継続研修 年4回以上実施する。

(非常災害対策)

第16条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第18条 施設は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(協力医療機関等)

第19条 施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療法人海秀会うえむら病院、医療法人灯信会石川医院を協力医療機関として定めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第20条 現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに前条第1項に規定する協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに沖縄県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 施設は、施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

- 第21条 施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により沖縄県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、沖縄県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、沖縄県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法第83条（昭和26年法律第45号）に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

- 第22条 施設は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 施設の職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
 - 3 施設は、職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 施設は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第23条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- 2 成年後見制度の利用支援
- 3 苦情解決体制の整備
- 4 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 5 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第24条 施設は、サービスに提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を省き、身体拘束その他利用者の行動を制限しうる行為を行いません。

- 2 施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の処置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(ハラスメント規定)

第25条 利用者・家族等による職員または法人に対する以下のような ハラスメント行為は禁止します。また、ハラスメント行為が確認された場合は、サービスを直ちに中止することができます。

- 1 身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為。職員が回避したため危害を免れたケースを含む。
例：殴る、蹴る、叩く、物を振り回す、コップを投げつける、塩をつかんで投げつける等。接触がなくても殴りかかろうと すること、椅子や棒を振り回すような危険行為を含む。
- 2 精神的暴力
 - ア 暴言型
個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたり する行為。
例：大きな怒鳴り声をあげる、侮辱的発言（バカ、アホ等）、外見の揶揄（デブ、ハゲ、ブス等）、名誉毀損や人格否定、執拗な叱責、気に入っている職員以外に批判的な言動をする、威圧的な態度で文 句を言い続ける等。

イ 威嚇・脅迫型 職員に危害を加えることを予告して怖がらせること。

例:「殺すぞ」「頭かち割ったろか」等の直接的な暴力を予告する発言、「どうなるかわかってるやろな」「俺のバックには〇〇(反社会的勢力と思しき名称の組織等)がおる」等の暗に危害をほのめかす発言、異常に接近しながら怖がらせる行為、刃物を胸元からちらつかせる行為等

3 セクシュアルハラスメント

意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

例:必要もなく手や腕をさわる、抱きしめる、ヌード写 真を見せる、入浴介助中あからさまに性的な話をする、卑猥な言動を繰り返す、サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる、活動中のホームヘルパーの ジャージに手を入れる、好意的態度を要求する等。

4 法人の名誉を傷つけ、業務を妨害する行為

例:SNS 等の手段を用いて、特定の職員や法人の悪口を書き込む行為、法人が設定している施設運用のルールに応じず、法人に対して法律や契約の範囲を超えて無理なサービスの提供を求める、無理な主張すること及び過剰なクレームをするなどして法人への対応を迫る、その他手段の如何を問わず、法人のサービスの提供を含めた業務を妨げる行為。

(解約)

第26条 利用者からの解約等

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者が、第1項の通知を行わずに事業者から退去した場合には、事業者が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

(利用者及び事業者の契約解除)

第27条 利用者は、事業者もしくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解約することができます。

- 1 事業者もしくは従業者が正当な理由なく本契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくは従業者が故意又は過失により利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 3 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除

事業者は、利用者・家族等が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 利用者に支払能力があるにも関わらず第5条に定めるサービス利用料金の

支払いが、3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらず故意に支払わない場合

- 2 利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 3 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは従業者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 4 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合
- 5 事業者は、利用者の身元引受人ないしご家族、その他関係者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - ア 他の利用者の生命・身体・財産・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
 - イ 故意または重大な過失により事業者もしくは従業者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
 - ウ その他前各号に準ずるような故意に法令違反その他著しい常識を逸脱行為し、事業者の事前の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
- 6 緑和会カスタマーハラスメントに対する基本方針及び本規定第25条に該当し、法人から注意を行い、改善を促したにも関わらず従わない場合

(地域との連携等)

- 第28条 施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
- 2 施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下の条件において、「地域連携推進会」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。
 - 3 施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設ける。
 - 4 施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

(記録の整備)

第29条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(1) 施設障害福祉サービスの提供の記録

(2) 施設障害福祉サービス計画

(3) 利用者の生命又は身体を保護するため、やむを得ず身体拘束等を行ったことに関する記録

(4) 施設が利用者等から苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等の記録

(5) 施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 利用者が、正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められたときに施設が行った市町村への通知

(7) 利用者が、偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたときに施設が行った市町村への通知

(意思決定支援の推進)

第30条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するように努める。

(本人の意向を踏まえたサービスの提供)

第31条 本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等が、サービス提供に関する本人の意向を確認するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努める。

(地域移行等の意向確認)

第32条 地域生活への移行やその他のサービス利用等の意向について確認する。本人の希望に応じたサービス利用になるように努める。

(その他運営に関する重要事項)

第33条 施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人緑和会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。